

福岡市保健福祉審議会健康・医療分野部会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市保健福祉審議会条例施行規則第3条第1項の規定に基づいて設置される福岡市保健福祉審議会健康・医療部会（以下「部会」という。）の公開、傍聴手続き及び庶務に関し必要な事項について定める。

(会議の公開)

第2条 部会の会議は、これを公開する。

2 議題を非公開とする場合の決定は部会長に一任する。

(傍聴人の定員)

第3条 部会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ部会長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときには、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(傍聴手続)

第4条 傍聴を希望する者に傍聴整理券（様式第1号）を配布し、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は抽選により決定する。

2 傍聴人は傍聴受付で傍聴整理券を受け取り、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

3 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻の10分前までの間行うものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者

(3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者

(4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと

(2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと

(3) 飲酒又は喫煙をしないこと

(4) 携帯電話の受信音を出さないこと

(5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、部会長の許可を得た場合を除く

(6) その他議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、部会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、保健福祉局健康医療部地域医療課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月20日より施行する。